浴と子レじゆ行とじ歌お曲ビョョプ告シさべセな た足フあすシ援 タ足びなど一君るわも君に披っていはのげョれンンる今一利でりもルーキれに体つ露シーーじテるツたトタ足回 利アしるヨ協足 作「利てりもル」 店一かハツ議利 りでカいフた君とヤた元操づ目テートめーハプやはルたラち」とう。気」きとイにシまマーの スが|プ会市 やはルたラち」とう。気」きとイにシまマーのハとと力第 ジ、チ。ツにもも「足にで「な発つヨしソト始」しのルニ エキャーシ大登にた利体観たつ。ブッてンシまトて合チロ がトiト部ハ地 ヘ n シ会 Ì 域 催アコヨがト自 ユ人場「か市操客かたがきプログラ さピムッ主 ルヤー ガヨリ を気しウうのがとう '初新レ ツを 催イーと れタ・プ催



るト今よアシたシン てにンスる線をセはてれ験ネ 開後いピヨなヨタ足い盛スやH レン 催も機)ツ客ン「利たりが艶I子てタ足たくペル を同会ルプ層すとカ゜上披やPどい「利゜の)等 検様としあへるコル が露かHもるでカ午人スの 討のな啓しハこラチ りさな0た津日ル後がが参 しイつ発かしとボヤ をれフPち軽々チの参設加 てべたすがトでレー み大ラダに三練ヤ部加け型 せいダンよ味習しでしら体 新しセ るを

ハートショップ×カルチャーセンター

ス 通 信

平成二八年四月一日 「障害者差別解消法」が施行されます

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある 人もない人も共に生きる社会をつくることを目的としていま す。

1. 「不当な差別的取扱い」

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を 拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を いいます。

2. 「合理的配慮をしないこと」

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表明があった場合は、建設的な対話を通じて、負担になりすぎない範囲で、合理的配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利が侵害される場合も差別になります。

http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/sabetsu.html 足利市HPより引用

事業所紹介





<お問い合わせ> 社会福祉法人 こころみる会 あかまつ作業所

〒326-0061 栃木県足利市田島町621-1 TEL: 0284-43-2527 FAX: 0284-43-2527

http://g.cocowine.com/

形立エクてリのまウこす触な漉加メ ジ恵れ園こ てしル り風きエッ やたてミまナみてやろ に合なしセ 剪へフのつルをい周み ないらてー 定不ク実ぼ商利るり学 つとでいジ し苦口なつ品用のが園 て優はるカ た労ウどくとしで山の いしののし だった。 ブ人にをりした自にブ ド 見加や オ然囲ド まい独でド 手特手に